

経済学的に見た 大阪府の私立高校無償化政策



内野 耕太郎



序

2009年、当時の民主党政権は高校授業料無償化政策を導入した。同年11月、大阪府は年収350万円未満世帯の私立高校授業料無償化政策を打ち出し、2010年度から（国の高校授業料無償化政策に合わせて）実施した。更に大阪府は同制度を拡充し、年収610万円未満世帯の私立高校授業料無償化政策（年収800万円までは10万円負担）を2011年

度から実施した（大阪府ウェブサイト「私立高校生徒に対する授業料支援について」参照）。一方、国については、2013年8月、政権与党である自民党と公明党は、国の授業料無償化政策の見直しを始めた。具体的には、公立高校授業料無償化に900万円の所得制限を設け、浮いた財源を低所得層の私立高校授業料無償化に使う方向で自民・公明が合意、2014年度からの実施を目指すと報道された（2013年8月22日産経新聞等）。



高校授業料無償化政策は、国および地方で重要な政治課題となっている。本稿は、特に大阪府の私立高校授業料無償化政策を対象に、経済学的な視点からの評価を試みたものである。第1章では、政府が教育に関わるべき経済学的根拠（効率性、公平性）について、一般原則を簡単にまとめる。第2章では、大阪府の授業料無償化政策が事実上の教育バウチャー制度であり、効率性という点から正当化すると主張する。第3章では、この政策が教育の機会均等に資するもので、公平性という点からも正当化しうることを主張する。第4章で本稿の趣旨をまとめ、結論を述べる。



1. 政府が教育に関わる根拠

教育は政府・地方自治体による規制が強く、多額の財政支出が行なわれる分野である。経済学では、効率性と公平性の二つの面から、こうした政府介入の当否を論ずることになる。第一に、効率性の面である。市場メカニズムが完全に働く分野ならば、規制や補助金支出等の政府介入は、経済学的な効率性の観点からは避けるべきということになる。ただし、市場メカニズムに何らかの不完全性があれば、政府介入が正当化される場合が生じる。教育については、「借入制約」と「外部性」が市場の不完全性として挙げられる。

「借入制約」とは、教育費を生徒や保護者が借金で賄えないことを言う。経済学では、教育を人的資本への一種の投資と考える。企業の通常の投資であれば、不動産や機械を担保に借入を行なえる場合も多いが、人間への投資である教育の際には、こうした担保の用意が難しい。教育費は通常は保護者が負担するので、保護者が人的担保として授業料等について個人で債務保証するとしても、保護者に資力や借入能力が足りなかったり、保護者が子供の将来に関心が乏しかったりすれば、十分な投資をしない可

能性もある。そこで政府が間に立って、教育投資の費用を肩代わりし（教育の無償化・義務化）、保護者よりも長期的な視点に立って十分な教育投資を行い、費用は税金徴収等によって回収することが必要になる。また、教育の効果は個人だけでなく社会全体に及ぶ（意思疎通の効率化や社会の安定等）。こうした効果を「外部性」と呼ぶが、これらの効果は市場を通じないで（市場の外で）発生するので、市場メカニズムのみでは、教育への投資水準が過小になる。そこでやはり、政府による教育費負担が必要になる（赤林・荒木(2012) p245～246）。一方で、効率性の観点からは、教育への政府介入は、適切な方法で、必要な限度で行なわれるべきである。そうでなければ、「市場の不完全性」のタテマエの下に、過大で不透明な財政支出が行なわれる等の「政府の失敗」と呼ばれる問題が生じてしまうからである（福井(2010) p1～3）。官僚、議員、利益団体等の主体がどのような行動を行い、それがどのような非効率性を生むか、という問題を研究する学問を公共選択と呼ぶ（最近の説明として長峰(2012) 参照）が、教育への政府介入にも、こうした視点での分析が必要となる。

第二に、公平性の面である。教育について言えば、借入制約や保護者の資力・近視眼といった、生徒本人に責任のない事柄によって、受けられる教育に大きな差が生じるのは、公平性という点から望ましくない。このために、政府が教育の機会均等のための諸政策を行なうべきことになる。この場合についても、「政府の失敗」と呼ばれる過度の規制や過大な財政支出が行なわれないよう、公平性を達成するための再分配政策は、適切な方法で必要な範囲で行なわれるべきである（赤林・荒木(2012) p247）。



2. 効率性

本章では、大阪府の高校無償化政策を、効率性と



いう点から検討する。まず、この政策を教育バウチャー制度と位置付けたうえで、効率性の点からのメリットを論じ、この政策の費用対効果について、関連する実証研究を紹介する。次に、この政策の導入が、公共選択的な視点からも正当化されうること

(1) 教育バウチャー制の一種としての無償化政策

大阪府の私立高校授業料無償化政策の基本的な仕組みは、所得要件等を満たした保護者が私立高校に生徒を通わせるとき、授業料を減免し、減免された授業料相当額を、当該私立高校に補助金として大阪府が支払う、というものである。補助金を受け取るのは私立学校だが、所得要件等を満たした保護者・生徒が実際に選んだ学校にのみ支払われることになり、授業料の全部または一部が公費負担となるのだから、教育バウチャー制度に近い制度とみなすことが出来る（理論的に唱えられている純粋な形のバウチャー制と異なるのは、義務教育には実施されていないことと、公立と私立の制度上の違いがなお大きいこと、教育費の全てが保護者に渡されるわけではないこと等である）。

実際、バウチャー制度を取り入れているオランダやイギリスでも、「バウチャー」や「クーポン」等の引換券に相当する書類は存在しない。政府は、実際に児童生徒が学校に在籍しているという実績を確認して、その数に応じた補助金を交付する。この制度は「一見、「機関補助」のように見えるが、実質的にこれは児童生徒に対する補助金であって、補助金算定の基準が児童生徒数当たり一定であることが確保されている限り、それは「教育バウチャー」である」（福井(2010) p4）と言われている。また、大阪府の制度ではないが、東北・北陸8県の私立高校生徒への「授業料等軽減補助金」についての実証研究でも、この制度が「高等学校が義務教育でな

いことを除けば諸外国における「私立バウチャー」の定義に十分該当する」（赤林・荒木(2010)）とされている。

したがって、大阪府の私立校無償化政策については、理論的にはバウチャー制度と同様のメリットがあると言ってよい。つまり、消費者である保護者・生徒が、教育サービスの良し悪しや教育方針に関する好みによって学校を選び、各学校は生徒獲得のために競争・切磋琢磨するので、より良い教育サービスが消費者の好みに合わせて配分されるようになる、というメリットである。私立校無償化政策やバウチャー制度の特色は、単純に市場化を行なうのではなく、補助金と組み合わせられた政策であるということである（小塩(2012) p124～126は、こうした政策を「準市場」と呼んでいる）。教育市場では借入制約と外部性という問題があるので、保護者に教育費を全て負担させたのでは、教育投資が社会的に見て過小になる。そこで、こうした過小投資分を補うのに必要な範囲で、国や自治体が財政支出をすることが正当化される。その際の財政支出は、サービスの提供者である学校に対してではなく、消費者である保護者・生徒に対して行なわれるようにするので、上述の自由選択制のメリットが生かされる。特に、私立への授業料補助を手厚く行なえば、公立・私立のイコールフットイングによる学校間の競争が一層促進され、より効率的な資源配分がなされることが期待される。

大阪府は、授業料無償化政策をとって保護者の負担を軽減させるとともに、高校経常費助成金（私学助成金）については配分ルールを生徒の人数割（パーヘッド）の形で明確化することで、各学校に生徒募集への一層の努力を求めている。この点でも、全体として、教育に関する財政の支出先を、教育サービスの供給者から消費者へ移そうとする方向が見られる（府知事の意図・政策担当者の理解につき、森上・

室井(2012) 参照)。

では、こうした授業料無償化政策は、実際に費用に見合うだけの効果を上げられるものなのか。外国の教育バウチャー制度に関する各種の実証研究では、結論が分かれているという(小塩(2012) p126)。各国ごとにバウチャー制度にもかなりの違いが見られることにもよるようである。我が国での実証分析が待たれていたところであったが、ごく最近になって、日本での授業料補助政策に関する初めの実証研究として、赤林・荒木(2010)が発表された(要点は赤林・荒木(2012)にまとめられている)。この研究は、東北・北陸8県(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、新潟、富山)で各県が独自に行なっていた「私立高校生徒に対する授業料等軽減補助金事業」が、私立高校在籍生徒の中退抑制に与える影響について費用効果分析を行なったものである。この政策が中退抑制に影響を与える経済学的理由としては、借入制約の緩和と、生徒・学校間のマッチング率の向上(公立より私立を好む生徒が、授業料軽減により私立に通えるようになること)がある。検証結果は、①この制度は私立の専門学科在籍生徒の中退を抑止する効果を持った、②政策効果の大きさを試算すると、この政策は市場利子率よりもはるかに高い収益率(男性で8.53%、女性で14.20%)をもたらした、というものである。②の政策効果についての試算は、簡単に言えば、補助金相当額を市場で運用する(つまり何の財政支出にも使わない)よりも、授業料補助に使った方がはるかに高い利回りを政策効果として生み出す(具体的には、生徒の期待生涯賃金額の増加が起きる)、ということである。大阪府の無償化政策と完全に同一視は出来ないであろうが、とりあえず同趣旨の政策に関する実証分析として注目される。

(2) 公共選択的に見た無償化政策

① 学校への補助金から保護者・生徒への補助金へ

大阪府の私立高校無償化政策は、「政府の失敗」と呼ばれる非効率性を減少させることにもなる。前述のように、大阪府では、保護者への私立高校授業料無償化とともに、高校経常費助成金(私学助成金)配分を生徒の人数割(パーヘッド)で行なう、という政策も同時に導入した。このように、教育に関する補助金の支出先を供給者から消費者に変えること自体が、より効率的な方向への政策転換となりうる。この点を、公共選択の知見を日本の教育政策・制度に応用しつつ検討する。

1970年代から80年代頃の日本の教育政策は、政権与党の文教族と呼ばれる政治家、文部科学省、職種・学校種別の各種圧力団体が「下位政府」を作り、ボトムアップ型の政治システムの中で、自らの利益を擁護するために現状維持的な政策をとらせてきた、と言われている(小川(2010) p42～43)。代表的な圧力団体として挙げられるのは、ほとんど全て教育サービスの供給者のグループであり、消費者である保護者・生徒等の声は、教育政策に反映されにくいシステムとなっていた。こうした実態は、公共選択の古典的な理論であるオルソンの集合行為論で説明できる(Olson(1971))。オルソンによれば、一般に、人数の大きなグループでは、各メンバーがグループ全体のためになる行動をとろうとする誘因が弱い。各メンバー同士の利益が分散して小さくなるし、他のメンバーの努力にただ乗りしようとする誘因も生じるからである。これに対し、人数の少ないグループでは、各メンバーの得られる利益が比較的大きいのでグループのために働く誘因が生じ、相手の行動も分かるのでただ乗りがしにくい。圧力団体の政治的力について言えば、消費者や納税者よりも企業の団体が政治的に強固な組織となり影響力も強いのは、比較的小さな業界ごとに分かれているか



ら、ということになる (Olson(1971)p143、165)。日本の教育政策について言えば、保護者・生徒および納税者が教育政策から得られる利益は広範に分散しており、人数も非常に多いので、一つの政治的声としてまとめることが難しい。教育政策で保護者・生徒・納税者全体の得られる利益が大きくとも、個々の保護者等が得られる利益は小さくなってしまいうため、政治活動に参加する私的費用が、得られるであろう私的便益を上回ってしまうのである。これに対し、保護者等に比べればはるかに少数のメンバーで結成される職種・学校種団体は団結しやすく、個々のメンバーにとって、政治活動から得られる私的利益が私的費用を上回るの、積極的に政治に関与する。こうして、保護者等よりも職種・学校種団体等の利益を反映した政策が出来やすいバイアスが生じてしまう。こうした少数の供給者への財政支出はどうしても市民の監視が利きにくくなり (情報の非対称性)、それによって財政支出が過大になりかねない、という問題も生む。

大阪府の授業料無償化政策は、供給者への補助金から消費者への補助金とただけでなく、政治過程によらず、消費者である保護者・生徒による教育市場での選択を通じて、補助金の分配を決定する方法である。これにより、教育に関する補助金分配の決定権限が、教育に関する「下位政府」から、教育市場の消費者に、ある程度シフトすることになる。また、多数の保護者の負担が直接軽減される形となれば、納税者も制度・予算の詳細や今後につき、関心を持って政治過程を観察することになる。結果として、教育に関する財政支出が、市民の便益と費用を反映させやすくなることが期待される。

この政策は、上述のような問題につき、当時の府知事も意識したうえで導入されたと考えられる。2010年9月28日の大阪府議会の知事答弁 (大橋一功議員への答弁) で、私学助成制度が私学経営者

の支援のための制度になっていないかとの疑問を呈し、将来的には公立高校への補助金等も含めて、機関補助金を大幅に削減して子どもたちに平等に渡すという徹底した教育バウチャー制度が理想、としている (府知事の理解では、授業料無償化政策はまだ教育バウチャー制度と呼べないようだが、本稿では経済学者の用語法により、本政策を事実上のバウチャー制度として、前節の議論を行なった)。2010年9月29日大阪府議会では、「…これまでの行政というのは、供給者側、いわゆる業者側といいますか、業界側といいますか、そちらのほうにお金を突っ込んでいく…新規事業者の参入者にいろいろ壁ができて、事業者が固定化されてしまうという弊害が出てくると思うんです。／ですから、…サービスの受領者側に公金が行くようにして、サービスの受領者側がどういうサービスを選ぶのかということを選択できるような仕組みにしていくべき」として、「供給サイドのほうにお金を突っ込むことをやっていると、行政として、それが本当に府民ニーズに合ってるのかどうか、しっかりとつかみ切れないまま、またいろんな業者さんとの、業者というか、そういう供給サイドとのいろんな政治的な関係によってお金が出まされる可能性もある」と答弁している (奴井和幸議員への答弁)。

かねてより、公共選択の専門家を含む多くの経済学者が指摘していた問題点を意識し、業界を中心としたボトムアップ型の「下位政府」に対して、拡散した消費者・納税者の利益を代弁する立場の首長が、トップダウンで改革を進めるという手法をとったものと評価できる。

② 制度導入までの政治過程：「アレシナの黄金律」

私立高校無償化政策につき、導入までの経過についても簡単に検討する。大阪府では2008年度に私立高校等経常費補助金 (私学助成金) の補助単価を

切り下げる形で削減し、保護者・生徒向けの従来からの補助金であった授業料軽減補助金についても、いったん削減した。その後、2010年度から授業料支援事業を実施し、保護者・生徒向けの補助金を一転して大幅に増額した。この点につき、中嶋(2012)は、「大阪府の高校政策は大きな振幅で、しかもきわめて短い波長で揺れ動いた」としたうえで、私学助成金の削除を、私学を敵視する政策であるとして批判している。だが、前述の通り、私学助成金を削減して授業料無償化を増やすのは、供給者重視から消費者重視への政策転換であり、経済学的には十分に正当化できるものである。

問題は、従来から大阪府の行なっていた保護者・生徒向け補助金を一時的に削減したことへの評価である。この点につき、本節では更に、政策の順序付けという面から検討する。2008年2月に橋下徹大阪府知事が就任した当初、大阪府全体の財政再建が喫緊の課題だった。財政再建を達成するためには、どのような手順を踏むべきか、につき、「アレシナの黄金律」と呼ばれる経験則がある。アレシナは、様々な国で実際に行なわれた財政再建の事例を集め、成功・失敗の事例を分析した。結果は以下のようにまとめられる。①経済成長率が上昇したケースでは、歳入増(増税)よりも歳出削減に取り組んでいた。一方、経済成長率が低下したケースでは、歳出削減を行わずに増税だけでプライマリーバランスの改善を図ろうとしていた。②成功した財政改革の事例では、公共投資や政府支出だけでなく、人件費や社会保障費などの削減にも取り組んでいた。失敗した事例では、増税に依存し、人件費や社会保障費などの義務的経費の歳出をむしろ増加させていた。この経験則は、政府がまず歳出削減の努力をしなければ、国民からの信頼が得られず、政治が不安定化し、経済も結果として良くなる、という教訓と解釈されている(竹中(2008) p78～80 参照。原論文は Alesina and Perotti(1996))。この考え方は、

小泉政権時代にも、財政再建のために経済成長を重視する「上げ潮派」の政策担当者らの主張に生かされていた(清水(2007))。総論賛成各論反対で改革が進まない状況となることを避けるためには、まず政府が自ら身を切り、次に聖域なく全ての歳出をカットし、しかる後に初めて、負担(国政で言えば消費税増税等)を求めたり、新しい分野への必要な歳出を行う、という手順を踏むことが、財政再建と大きな政策転換のためには必要となる。

大阪府について言えば、2008年2月に橋下徹大阪府知事が就任し、ほぼ決まっていた新年度予算を暫定予算として全ての予算を止め、7月までの予算しか認めないことにした。そして同年4月から6月の3ヶ月間で、財政健全化への改革案をまとめた。そして府知事が、「徹底して無駄なサービスを削ること、無駄な施設、外郭団体を潰すこと、手数料を増額すること、それをやるための前提条件として僕の給料と退職金、そして府の職員の人件費を大幅に削ること」を最初に行なった(橋下・堺屋(2011) p65、75～p76)。2008年6月に発表された改革案「大阪維新プログラム」には、財政再建、重点政策実施、府庁改革の三つのミッションを掲げられている。財政再建の考え方として、「すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースでの見直しを行なう」として、事実、広範な事業等についての見直しや支出削減が行なわれた。2008年度から2009年度までの大阪府での支出削減は、教育費だけが切り込まれたのではないし、ましてや私立高校だけが標的になったわけではない。予算全体をストップさせて、あらゆる分野での歳出見直しが行われた後、2010年度以降、当初より重点政策として掲げられた教育政策の目玉として、私学授業料無償化制度が導入・拡充された。おおむねアレシナの経験則に沿った順序付けで、地方自治体に可能な政策が実行されてきたと考える。



3. 公平性

大阪府の私立高校無償化政策は、公平性という点から見ると、いくつかの側面を持っている。第一に、教育の機会均等の問題である。いわゆる経済格差問題については、一般に、貧困と不平等の問題の区別がある。貧困とは、一定の生活水準（貧困線）未満の人がどれだけいるかという問題であり、不平等とは、所得や資産が社会全体でどう分布しているか（不平等の度合いが全体としてどれだけ大きい）、という問題である。大阪府の私立高校無償化政策では、2010年度から実施された年収350万円未満世帯への無償化が、貧困問題への対応としてのセーフティネットに該当し、2011年度から拡充された制度（年収800万円未満世帯が何らかの減免を受ける制度）は、不平等の問題に対応している。貧困・不平等いずれの是正についても、「教育の機会均等」が制度目的となっており、貧困や不平等が教育を通じて固定化され、階層化されることを防止する、という長期的な公平の達成を目的としている、と考えられる。第二に、公立・私立間の格差是正である。これにも二つの面がある。公立・私立間の保護者負担の格差と公費支出の格差の二つである。保護者負担の格差を是正することで、生徒・学校のミスマッチを減らして学校間の競争を促すというイコールフットイングという目的と、公費支出全体について公立が私立の2.7倍になっているという格差是正という目的の二つあると考えられる。以下、教育の機会均等（貧困と不平等）、公立・私立の格差の是正、のそれぞれについて論じる。制度に関する以下の説明は、特に引用がなければ、大阪府「高校等の授業料無償化の拡大【詳細資料】（平成23年8月29日更新）、大阪府ウェブサイト）によったものである。

（1）教育の機会均等

大阪府は2008年度と2009年度は財政再建を重視したが、一方でリーマンショックによる経済環境の

悪化への対応も必要となった。2009年度9月補正予算で、私立高校授業料臨時減免事業を導入し、家計が急変し、所得が著しく低くなった世帯の私立高校の生徒が就学を継続できるよう、授業料の臨時減免を行なった（大阪府予算編成過程公表サイト、平成21年9月補正予算（知事復活要求）参照）。次に、低所得世帯へのセーフティネットとして、年収350万円未満世帯の私立高校授業料無償化を2010年度から実施した。従来の授業料支援補助金では、年収350万円未満世帯で保護者負担が30万円残っており、セーフティネットとしての機能がいまひとつだったため、国の就学支援金制度とあわせれば（当時の標準授業料55万円まで）無償としたものである。

更に、2010年度からは、年収610万円世帯（子どものいる世帯の所得中位層）まで無償化し、年収800万円世帯（高校生のいる世帯の7割）までは10万円負担、として制度を拡充した。制度の目的・ねらいとして、「後期中等教育の条件整備の役割を担う府県として、全国に例のない手厚い支援策を講じることにより、できるだけ多くの大阪の子ども達に対し、家庭の経済的事情にかかわらず、高校進学段階での自由な学校選択の機会（「ワン・チャンス」）を保障するとともに、次代の大阪の発展を支える中間層人材の育成につなげ、大阪の低迷の要因である「ボリュームゾーン」（中間層）の弱体化に歯止めをかけたいとの考えに基づくものである」としている。その際、対象となる私立学校として、①授業料が標準授業料58万円以下の学校、または②授業料が58万円を超えるが、年収800万円未満の生徒に、給付型奨学金等により差額を負担する学校、としている。「授業料設定に制約を受けながらも、より高い付加価値のある教育を、中低所得層を含む幅広い層に提供する学校」を対象にして、「高い授業料を設定し、それ相当に高い付加価値のある教育を、特定の層に提供する学校」は対象外となっている。大阪

府私学・大学課資料「高校生等の授業料支援の拡大」（平成22年8月）によると、2010年8月26日時点の同課と知事の打ち合わせの時点でも、「教育の機会均等」実現が目的として掲げられている。同資料は、従来の高校教育に対する国の公費投入は、「公共財としての学校への支援」が中心で、公共財たる教育の外部経済性の存在を理由に、正当化されてきた、とする。これに対し、大阪府の高校無償化政策は、更に一步を進めて、「教育の機会均等」のため、「個人への支援」の強化を目指すとしている。

このように、低中所得層について無償化を実現させるが、800万円を超える収入の世帯は制度の対象外となる（所得要件については、経済状況に応じて、生徒のカバー率に変化が生じるようなら見直す、としている）。また、政策担当者は、効率性と公平性の区別を意識して制度設計をしていたようである。前述の2010年時点の資料を見る限り、この政策が外部性（外部経済）の問題に対応する効率性達成を目的とした政策というよりも、教育の機会均等という公平性達成を目的とした政策、と理解していたようである。ただ、前章で議論したように、借入制約や公共選択的視点での効率性については、改善効果を持つ政策であるし、この点は首長らも意識していた。また、低中所得層について、経済格差と教育格差の悪循環が生じないようにすることは、公平という点だけでなく、長期的な効率性にも資する可能性があり、この層に特に手厚い支援を行なうのは合理的であろう。

（2）公立・私立の格差是正

公立・私立格差については、授業料負担の格差をそもそも是正させることを大きな目的として、この制度が導入された。そうでなければ、公立・私立間での前章のような競争が事実上不可能になるし、分配の公正という点からも、高校進学率が97%を超

える現在、あまり大きな保護者負担の差が生じるのは望ましくない。2010年以降、国の高校無償化政策が加わったが、この制度も、公立高校授業料を所得に関係なく無償化しているのに対し、私立高校等授業料については、所得に応じ1人当たり12～24万円の支出となっているのみである。この点を是正したのは、公平性の点はもちろん、公立・私立間競争のイコールフットイングのためにも望ましいものだったと考える。（これと同時に、公立・私立の受け入れ枠を7：3としてきた従来のやり方が撤廃された。また、私立高校同士の間でも、経常費補助金について、学校間で生徒1人当たり単価に4倍もの格差があったのを、生徒単価均等（パーヘッド）に是正した。）

また、大阪府私学・大学課資料「高校生等の授業料支援の拡大」（平成22年8月）によれば、制度導入当時の公費投入額は、公立は1人当たり81万円（交付税分67万円、府単費14万円）、私立は1人当たり35万円（交付税分24万円、国庫補助5万円、府単費5万円）となっていた（いずれも平成20年度）。私学授業料無償化は、この不均衡も是正する効果を持つ。もともと、大阪府では、公立・私立をイコールフットイングにより競わせて教育バウチャーに近い制度にしようとしているのだから、公立高校だけに交付税が重点的に分配されることは、地方分権の観点からも再検討が必要であろう（室井（2013）参照）。

また、今後、国の就学支援金制度が変更した場合の対応についても考えられている。今後も、「中低所得層を対象に公使間の授業両面での条件をほぼ同一にする」という本制度の趣旨を尊重する、とのことである。一方、「国公立高校の授業料無償化（不徴収）」制限が外れた場合、府立高校につき、私立高校とのバランスも配慮しつつ、応能負担の考え方も含めた授業料水準の設定を検討すべき、としてい

る。つまり、公立高校について多少の授業料負担を求めるとしてもありうるとしているが、高所得者の保護者で公立高校に生徒を通わせている層もいることから、保護者間・生徒間の公平、更に、公立・私立高校間の公平という点から言えば、妥当な方向であろう。



4. まとめ

本稿では、大阪府の私立高校無償化政策につき、効率性、公平性両面からの検討を試みた。効率性については、競争促進による効率性の点での改善効果、借入制約を緩和させて教育投資をより効率的な水準にさせる効果、政府の失敗と呼ばれる非効率性を減らす効果があると論じた。また、制度実現までの政治過程でも、経験則から言えば効率的な政策上の順序付けが行なわれたと主張した。公平性については、低中所得層について貧困・不平等両方の格差是正効果、公立・私立間の保護者負担と公費投入の格差是正効果を持つと論じた。自民党・公明党政権になってから、国の制度は公立・私立間の格差是正に重点を置いたものとなるようだが、それに応じて、大阪府の政策にも何か変更が生じるのか否か等も含め、今後も注目されるべき政策であろう。

【参考文献】

- ・赤林英夫・荒木宏子 (2010)
「私立高等学校の授業料補助が生徒の中退に与える影響—日本の教育バウチャーの実証研究」
(RIETI Discussion Paper Series 10-J-016)
独立行政法人経済産業研究所
- ・赤林英夫・荒木宏子 (2012)
「公教育政策の経済学的評価」(山内弘隆・上山信一編著『公共の経済・経営学』第10章)
慶應義塾大学出版会
- ・小塩隆士 (2012)
『効率と公平を問う』日本評論社
- ・清水真人 (2007)
『経済財政戦記』日本経済新聞社
- ・竹中平蔵 (2008)
『闘う経済学』集英社インターナショナル
- ・長峰純一
「政策形成と公共選択」(山内弘隆・上山信一編著『公共の経済・経営学』第3章) 慶應義塾大学出版会
- ・中嶋哲彦 (2012)
「収奪と排除の教育改革 — 大阪府における私立無償化の本質」『世界』2012年5月号 岩波書店
- ・橋下徹・堺屋太一 (2011)
『体制維新—大阪都』文藝春秋
- ・福井秀夫・戸田忠雄・浅見泰司編著 (2010)
『教育の失敗 — 法と経済学で考える教育改革』日本評論社
- ・室井俊一 (2013)
「大阪府の私立高校授業料無償化～公私間格差を是正し、教育の機会均等を実現～」
(2013年7月30日講演資料)
- ・森上展安・室井俊一 (2012)
「インタビュー 政策担当者にきく「大阪府の私立高校無償化」」
(ウェブサイト「読む進学」 森上教育研究所)
- ・Alesina, Alberto and Perotti, Robert (1996)
"Fiscal Adjustments in OECD Countries: Composition and Macroeconomic Effects"
NBER Working Papers 5730, National Bureau of Economic Research.
- ・Olson, Mancur (1971)
"The Logic of Collective Action" Harvard University Press.

(以上)